



目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施の通知（3件）	（用地対策課） 1
公 告	
○採石業務管理者試験の実施	（工業振興課） 1

告 示

高知県告示第451号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量）
- 作業期間
令和6年6月26日から令和7年3月25日まで
- 作業地域
宿毛市山奈町山田

高知県告示第452号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、UAVレーザ測量）
- 作業期間
令和6年7月1日から令和7年3月17日まで
- 作業地域
宿毛市樺

高知県告示第453号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同

法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和6年6月28日から同年9月30日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和6年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号
高知城ホール 2階会議室
- 試験の日時
令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 試験科目及び出題範囲
（1）岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
（2）岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 受験手続
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（縦6.0センチメートル、横4.0センチメートルのものであって、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて、郵送により提出すること。
- 受験願書等の提出期間
令和6年9月2日（月）から同月13日（金）までとし、同日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書等の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部工業振興課
- 試験手数料
8,100円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）